

資料番号	元号・干支	和暦年	月	日	西暦	資料名	差出(作成者)⇒宛先	形態(員数)	法寸	備考
00001						上包「口達」			18.5*11.9	
	辰(慶応)	(4)	7	29	(1868)	〔達書〕(究竟院様150回忌につき)		状(1通)	13*21.	
	辰(慶応)	(4)	7	29	(1868)	〔廻状〕	川口源左衛門⇒組頭衆中・同格衆中・添役中・同格中	状(1通)	12.9*24.6	
00002	(元治)	(1)	4	8	(1864)	〔達書〕(糸崎築地普請開始につき)	山田周平⇒年寄川口源右衛門・川口常右衛門	状(1通)	12.2*71.8	淡藍色
00003						上包「回達」			18.7*12.7	
	戌(文久)	(2)	7	19	(1862)	回達(麻疹流行に付祈禱執行のこと)	川口源右衛門⇒組頭衆中・同格衆中・添役中・同格中	状(1通)	12.7*48.7	
00004	亥(文久)	(2)	7	25	(1862)	回達(麻疹流行退散せず、更に祈禱執行のこと)	川口源右衛門⇒組頭衆中・同格衆中・添役中・同格中	状(1通)	12.5*53	
00005						上包「町方触書 巻通」			39.7*26.5	
			10	20		覚(諸事穏便差免の触)	牧村次郎⇒両町年寄中・地方・塩浜	状(1通)	28.8*68.9	
00006						上包「口達」			24.6*13.2	淡藍色
	寅(天保)	(1)	12	19	(1830)	口達(穩便中につき正月規式、集会につき)	町御役所⇒両町・地方・塩浜	状(1通)	12.1*61.2	淡藍色
00007	卯(天保)	(2)	4	11	(1831)	町触書(松平主殿頭様、御止宿につき)	崎田三七郎⇒両町年寄中・地方・塩浜	状(1通)	25.3*40.3	淡藍色/端裏書「町触書」
00008	卯(天保)	(2)	8	2	(1831)	触書(大坂表御用間・御用向・町方懸かり役の決定につき)	崎田三七郎⇒両町年寄中・地方・塩浜	状(1通)	26.4*66.6	端裏書「触書」
00009						上包「書付 巻通」			33.7*12.5	淡藍色
	巳(天保)	(4)	12	25	(1833)	吉田屋重右衛門江申付覚(不行届の義につき)	崎田三七郎⇒年寄 源右工門	状(1通)	25.4*41.9	淡藍色
00010	戌(天保)	(9)	6	17	(1838)	両町触書(御巡見衆につき)	崎田三七郎⇒両町年寄中・地方・塩浜	縦紙(1通)	25.0*37.5	淡藍色/端裏書「両町触書」
00011	亥(文久)	(2)	12	2	(1862)	両町触書(月溪院様150回忌執行につき)	並河九八郎⇒両町年寄中・地方・塩浜	状(1通)	24.3*81.0	淡藍色/端裏書「両町触書」
00012			4	29		〔書付〕(葬送の拝見願の差出につき)	山科屋東左衛門⇒川口屋源右衛門	状(1通)	13.7*37.6	
00013	酉(万延)	(2)	1		(1861)	出羽様御尊談三原御越仕構	乾左仲⇒両町年寄中・両町目代・両町庄屋	冊子装(7丁)	25.2*17.5	
00014	寅(天保)	(1)	12	21	(1830)	両町触書(殿様(齊賀)逝去につき)	崎田三七郎⇒両町年寄中・地方・塩浜	状(1通)	25.4*72.5	淡藍色/端裏書「両町触書」
00015	亥(文久)	(3)	3	17	(1863)	〔達書〕(奥船碇泊台の鐘を中門台に移す)		状(1通)	12.3*27.2	
00016	亥(文久)	(3)	4		(1863)	〔達書〕写(奥船碇泊台の鐘の規定変更につ)		状(1通)	12*74.5	淡藍色
00017	戌(文久)	(2)	12	15	(1862)	覚(亦透舎へ修業者引受の節について東西町へ触書)	並河九八郎⇒両町年寄中・地方・塩浜	状(1通)	23.3*64.2	淡藍色/端裏書「東西町触書」
00018						上包「口達」			18.9*13.1	
	亥(文久)	(3)	1	11	(1863)	口達(茅町出火の節、御役人出張方御改革につき)	町御役中⇒両町・地方・塩浜	状(1通)	13.3*66.0	
	亥(文久)	(3)	1	11	(1863)	〔廻状〕	川口源右衛門⇒組頭衆中・同格衆中・添役中・同格中	状(1通)	13.3*27.8	
00019			12	17		〔達書〕写し(ケヘイル銃張立経験者調査につき)		状(1通)	11.6*39.6	淡藍色/端裏書「写し」
00020			12	22		〔達書〕(ケヘイル銃張立経験者調査につき)	町御役中⇒川口源右衛門・川口常右衛門	状(1通)	12.0*49.0	淡藍色
00021	丁酉(天保)	(8)	10	25	(1837)	覚[町役人任免につき]	川口源右衛門⇒組頭・同格・添役・同格	状(1通)	16.2*43.2	
00022	亥(文久)	(3)	3		(1863)	〔異国船渡来に付町取替金増長ほか口上書案〕		状(1通)	13.7*78.5	
00023	戊寅(文政)	(1)	12	2	(1818)	年寄役書類覚	天野屋⇒川口屋	状(1通)	16*18.4	
00024						上包「口達」			20.0*13.1	
	亥(文久)	(3)	5		(1863)	口達(大砲八十斤度鑄造につき不用の道具調への達)	町御役所⇒両町・地方・塩浜	状(1通)	13.5*35.7	
	亥(文久)	(3)	5		(1863)	〔達書〕(不用の道具は相場で買い上げの達)		状(1通)	13.5*32.6	
00025						上包「御書付」			33.6*11.8	淡藍色
	亥(文久)	(3)	9	17	(1863)	本郷屋清三郎江申付覚(不行届につき申渡)	小池良太郎⇒年寄 川口源右衛門	縦紙(1通)	24.3*56.0	淡藍色
00026	丑(慶応)	(1)	12	15	(1865)	海老屋清兵衛へ申付覚(精勤につき申渡)	辻橋左衛門⇒年寄 川口源左衛門	縦紙(1通)	24.0*53.5	淡藍色
00027			9	23		〔達書〕(御前参詣につき、掃除見分の連絡)	小野鹿祐、山田周平、吉村権八、永谷次太郎⇒年寄 川口源右工門	状(1通)	12.0*50.1	淡藍色
00028	丑(嘉永)	(6)	9	23	(1853)	覚(9月23日付け、鳴物不及用捨旨島触を通知)	伊藤欽左工門⇒西町年寄中・地方	状(1通)	25.1*50.0	淡藍色/端裏書「両町触書」
00029	安政	6	3		1859	御前江戸ヨリ御辰被遊候仕構	町御役所	冊子装(7丁)	27.6*19.9	
00030						上包「口達」			23.8*16.5	淡藍色
	巳(明治)	(2)	8	2	(1869)	口達(城内普請作料につき)	町御役所⇒両町・地方・塩浜	状(1通)	12*51.7	
	巳(明治)	(2)	8	3	(1869)	〔廻状〕	川口源左衛門⇒組頭衆中・同格衆中・添役中・同格中	状(1通)	13.4*20	

00031			11	7		〔達書〕(下方人気合の指示し方)	山田良左衛門⇒川口源左衛門	状(1通)	12*51.7	淡藍色
00032						上包「口達」			20.0*12.2	
	辰(慶応)	(4)	8	27	(1868)	口達(諸職人作料規定の達)	町御役中⇒両町・地方・塩浜	状(1通)	13*21.8	
	辰(慶応)	(4)	8	25	(1868)	覚(諸職人作料規定)		状(1通)	14.1*56.8	
	辰(慶応)	(4)	8	28	(1868)	〔翻状〕	川口源左衛門⇒組頭衆中・同格衆中・添役中・同格中	状(1通)	12.2*56.8	
00033						上包「書付」			23.7*16.5	淡藍色
	寅(慶応)	(2)	7		(1866)	従 殿様被 仰出候御書付写(領内触・領民心得)	町御役中⇒両町・地方・塩浜	状(1通)	13.9*106.2	淡藍色
寅(慶応)	(2)	7	19	(1866)	従 殿様被 仰出候御書付写(領内触・庄屋以上は帯刀許可)	状(1通)		14.4*80.3	淡藍色	
00034						上包「書付」			34.7*23.5	淡藍色
	寅(慶応)	(2)	8	15	(1866)	二国屋清五郎江申付覚(松浜の儀について)	辻儀左衛門⇒川口源左衛門	状(1通)	23.5*42.8	淡藍色
	寅(慶応)	(2)	8	15	(1866)	〔達書〕(別紙の通申達につき)	町御役中⇒川口源左衛門	状(1通)	12.0*29.9	淡藍色
00035			7	24		〔達書〕(御城用白米60石について)	町御役中⇒川口源左衛門	状(1通)	12*35.7	淡藍色
00036	寅(文政)	(13)	11	22	(1830)	西町触書(殿様21日逝去に付稲便触れ)	崎田三七郎⇒西町年寄中・地方	状(1通)	25*65.2	淡藍色/端裏書「西町触書」
00037						上包「口達」			23.7*16.3	淡藍色
	巳(明治)	(2)	2	23	(1869)	覚(諸職人作料規定につき)		状(1通)	13.4*49.2	淡藍色
	巳(明治)	(2)	2	23	(1869)	〔翻状〕	川口源左衛門⇒組頭衆中・同格衆中・添役中・同格中	状(1通)	13.4*60.1	
00038	酉(慶応)	(4)	4	27	(1868)	〔達書〕(勘定所録切符の取引につき申付)	町御役中⇒川口源左衛門・山科常右衛門	状(1通)	11.7*42.1	淡藍色
00039						上包「口達」			20.2*30.9	
	亥		9	2		口達写(町内米不足についての達)	町御役所⇒両町・地方	状(1通)	13.3*30.9	
00040			7	20		〔達書〕(兵糧米・搦込に関する旨通知)	町御役中⇒年寄 川口源左衛門・山科常右衛門	状(1通)	14*48.7	
00041	天保	9	3~6			御巡見様御先触 写		横帳(8丁)	14.4*45.0	
00042	慶応	2	8		1866	〔達書〕(西町非常之節町役人固め場所の規定)		状(1通)	15.4*150	
	慶応	2	8	20	1866	〔達書〕(市中口々警固に付達し)	町御役中⇒年寄 川口源左衛門	状(1通)	11.3*53	淡藍色
00043						上包「書付 巻通」			33.5*11.7	淡藍色
	戌(文久)	(2)	9	2	(1862)	〔覚〕(讃岐屋利兵衛外六名へ軍備に申し付け)	並河九八郎⇒年寄 川口源右衛門	縦紙(1通)	24.6*154.4	淡藍色
00044			5	20		〔達書〕(借家建に関して申達し)	町御役中⇒年寄 川口源右衛門	状(1通)	11.8*47	淡藍色
00045						上包「口達」			22.4*13.0	
	戌(文久)	(2)	12	4	(1862)	口達(異国船碇泊の節、見物など差し止め)	町御役中⇒両町 地方 塩浜	状(1通)	13.2*124.1	
00046						上包「口達」			18.2*11.4	淡藍色
	戌(文久)	(2)	9	2	(1862)	口達(御山内へ松茸生出しに付入山差留)	町御役所⇒両町 地方 塩浜	状(1通)	11.6*55.5	淡藍色
00047	(文化)	(10)			(1813)	癸酉年添役中出勤覚		冊子装(10丁)	29*22.3	
00048	辰(安永)	(1)	12	20	(1772)	覚(辰極月宮沖新開への触書)	戸田与三右衛門⇒両町 年寄中 地方	状(1通)	26.5*117.9	端裏書「辰極月宮沖新開御触書写し」
00049	嘉永	3			1850	水間佐左衛門殿・山科屋常右衛門下足故障一件応返之控大意抜書		横帳(12丁)	14.4*45.0	
00050						上包「書付 巻通」			20.3*11.7	淡藍色
	申(万延)	(1)	5		(1860)	異国船碇泊之節役人共同尋之廉	町御役中⇒両町役人	状(1通)	11.9*68.3	淡藍色
00051						上包「回達」			24.8*16.4	
	申(万延)	(1)	12		1860	〔達書〕(御減石中につき、年頭五節勤合に付)		状(1通)	12*78.2	淡藍色
	申(万延)	(1)	極		1860	廻達	川口源右衛門⇒頭衆中、同格中、添役中、同格中	状(1通)	16.4*69.3	
00052						上包「口達」			24.3*16.9	淡藍色
	戌(文久)	(2)	3		(1862)	口達(大砲稽古につき)	町御役所⇒両町・地方・塩浜	状(1通)	12.0*81.0	淡藍色
	戌(文久)	(2)	4	4	(1862)	〔翻状〕	川口源右衛門⇒頭衆中、同格中、添役中、同格中	状(1通)	12.5*24.5	
00053						上包「口達書」			19.1*12.3	
	戌(文久)	(2)	7	24	(1862)	町医中江口濱(麻疹流行につき)	並河九八郎⇒町年寄、地方役人	状(1通)	12.8*98.5	
00054	戌(文久)	(2)	10	7	(1862)	口達(御城普請につき)	町御役所⇒両町・地方・塩浜	状(1通)	12.0*54.3	淡藍色
00055	寅(慶応)	(2)	8		(1866)	〔覚〕(西濱手御門式百人組につき)		横帳(8丁)	12.6*35.5	
00056	寅(慶応)	(2)	7		(1866)	覚(非常之節町夫出張場所書付)		状(1通)	12.0*94.1	淡藍色
00057	天保戊戌	9	4		1838	御案内之者新規御尋御答書 年寄所控		冊子装(1冊・6丁)	26.0*18.8	

00057	天保戊戌	9	4		1838	御案内之者新規御尋御答書 年寄所控		冊子装(1冊・6丁)	26.0*18.8 26.4*18.8	左側同内容
00058	天保戊戌	9	5		1838	郡中諸役人勅方覚書 年寄所和		冊子装(54丁)	26.5*19	
00059	天保戊戌	9	6		1838	御巡見衆御通行ニ付触達帳	崎田三七郎⇒東西寺社	冊子装(3丁)	26.5*19.0	
00060	天保戊戌	9	6		1838	御巡見衆定紋襷形帳		冊子装(3丁)	25.0*17.5	
00061	天保戊戌	9	5		1838	御尋筋御答書 年寄所和		冊子装(22丁)	27.0*19.0	
00062	丑(天保)	12	2		1841	口上之覚(私抱松林小路の借家につき)	川口屋源右衛門⇒三野喜朗丸外2名	状(1通)	14.5*57.1	
00063						申談頭書(道志るべならびに論案について)		状(1通)	14.5*297.5	
00064						上包「町触書 三通」			37.0*24.4	
	卯(明和)	8	4	29	1771	年寄源右衛門江申付覚(武百人講支配方不埒につき)	戸田与左右衛門⇒下代中	状(1通)	24.7*32.2	
	卯(明和)	8	4	29	1771	目代金右衛門江申付覚(同上)	戸田与左右衛門⇒下代中	状(1通)	24.7*70.7	
	卯(明和)	8	4	29	1771	井豫屋弥一郎江申付覚(同上)	戸田与左右衛門⇒下代中			
00065						上包			22.2*32.3	淡藍色
	辰	8	23			〔達書〕(去年西濱舟入さらへにつき)	山内源兵衛⇒ 寄源右衛門、目代金右衛門	状(1通)	14.1*71.4	
00066	卯		4			手扣頭書(博奕ご禁制につき)	年寄兩人⇒	状(1通)	16.3*64.0	
00067	酉(文政)	8	4	12	1825	口上覚(西の濱堀溜りの普請につき)	年寄川口屋源右衛門外2名⇒ 野喜郎丸外2名	三 状(1通)	14.7*30.2	
00068						上包「口達」			26.2*16.3	
	巳(天保)	4	5	21	1833	口達(寛政8年より両町商人救済の為)	町御役所⇒両町・地方・塩浜	状(1通)	13.0*222.0	
00069	子(文政)	11	8	16	1828	口達(東西町にてたばこ控切の者へ)	町御役所⇒両町 地方	状(1通)	14.5*49.0	
00070	子(文政)	11	8	28	1828	乍恐奉願上口上之覚(平野屋茂兵衛の儀につき)	権者久助・肝煎基助・吉兵衛⇒ 目代吉左衛門	目 状(1通)	13.5*74.2	端裏書「堅紙上包 奉願上口上書之覚」
00071	卯(文政)	2	4		1819	両町触書(博奕諸勝負停止の儀につき)	牧村孫三郎⇒両町年寄中・地方・塩浜	縦紙(1通)	29.0*51.6	端裏書「両町触書」
00072	(天保)	12	極	12	1841	〔達書〕(当年家賃銀取立方、五倍増取立仕につき)	町御役中⇒年寄源右衛門・東四郎	状(1通)	14.5*45.5	
00073	巳(文政)	4	正	29	1833	覚(旧鹽田島町方俵約筋弥以)	牧村孫三郎⇒両町年寄中・地方・塩浜	状(1通)	24.7*119.5	淡藍色/表ふせん有「三」
00074	戌		9	27		覚(三原御蔵へ納米村々百姓、町人とも商売仕儀につき)	大橋桑右衛門・鈴木清太夫⇒ 天野屋又兵衛	天 状(1通)	29.5*64.0	
00075			6	4		〔書付〕(御興、太鼓/打止めニ付和の賑ひ筋願出一件)	山科常右衛門⇒源左衛門	状(1通)	16.0*36.5	
00076	未(明治)	4	正		1871	覚(客屋家賃之儀奉願上書付)	目代 原順四郎⇒ 調郡農務係御出張所	御 状(1通)	26.5*27.8	丑二日添貼付
00077	戌(文久)	2	5	19	1862	覚(梅雨中照鏡ニ付祈禱執行触書)	並河区九八郎⇒両町年寄、地方、塩浜	状(1通)	24.0*61.0	淡藍色/端裏書「触書」
00078	戌(文久)	2	7	19	1862	〔達書〕(清光院様二五〇回忌法要につき穏便触)	並河区九八郎⇒両町年寄、地方、塩浜	状(1通)	24.1*103.2	淡藍色
00079	天保	15	5		1844	小姓格中と町役人下足差縫諸書付控	年寄所	冊子装(28丁)	27.4*21.5*0.7	下足
00080	未(明治)	4	5		1871	奉願上口上之覚(速佐之男神社・熊野神社例祭につき)	年寄 川口源左衛門・山科恒右衛門⇒農務方御出張所	冊子装(3丁)	26.0*28	添付書状あり
00081						〔書付〕(御寺参并御代参覚)		状(1通)	14*45.2	
00082	巳		極	15		覚(淨岸院様御通帳につき)	群方役人⇒町御役人	状(1通)	14.5*66.3	
00083	巳		正	29		口上之覚(宮沖新開拾余私共持代御座候儀につき)	川口屋源右衛門・次郎左衛門⇒ 庄屋 徳右衛門	縦紙(1通)	28.7*89.3	
00084	卯		3			覚(褒賞につき)		状(1通)	12.8*130.0	
00085			9	23		〔達書〕(平野文蔵御用之儀之有につき)	⇒年寄 川口源右衛門	状(1通)	12.2*45.5	淡藍色
00086			3	12		〔達書〕(明十三日五ツ刻西之宮ニ御前御社参につき)	町御役中⇒年寄 川口源右衛門	状(1通)	12.2*40.8	淡藍色
00087			4	朔		〔達書〕(御前明二日五ツ時両社社参につき掃除見分事)	町御役中⇒年寄 源右衛門 東四郎	状(1通)	14.5*25.0	
00088			4	2		〔達書〕(明三日九ツ時三ヶ寺へ御参詣につき道筋見分)	町御役中⇒年寄 源右衛門	状(1通)	12.5*42.0	淡藍色
00089	戌(文久)	2	12	11	1862	東西触書(御政事向之大家革被遊御意之趣につき)	並河九八郎⇒両町年寄・地方・塩浜	縦紙(1通)	24.5*109.5	端裏書「東西触書」
00090						上包「奉願上口上之覚 巻通」			44.8*28.0	
	寅(慶応)	2	4		1866	奉願上口上之覚(私共給料之儀昨年以來諸色高値につき)	肝煎善兵衛・九平⇒目代順四郎	状(1通)	28.8*45.4	
00091	子(文政)	11	8	11	1828	〔達書〕(文政八西願出ニ付西濱堀溜船入築造につき)	町御役中⇒年寄源右衛門	状(1通)	13.0*48.0	淡藍色
00092			正	25		〔達書〕(木挽屋徳三郎、綾目屋宗三郎塩濱差縫一条につき)	町御役中⇒年寄川口源右衛門	状(1通)	12.0*119.0	淡藍色
00093			2	16		〔達書〕(光宗屋善右衛門加地子米繰出願之儀につき)	町御役中⇒川口源左衛門	状(1通)	12.0*37.0	淡藍色
00094			正	28		〔達書〕(鉄地師大坂屋弥七郎へ借家貸付の事)	町御役中⇒川口屋直次郎	状(1通)	12.2*62.0	淡藍色
00095	天保	元	12	2	1830	〔達書〕(町方宗旨判形見届延引事)	町御役中⇒年寄東左衛門・源右衛門	状(1通)	13.0*65.4	淡藍色
00096	天保	元	12	6	1830	〔達書〕(明七日町地方火乃巡等につき開始)	町御役中⇒年寄東左衛門・源右衛門	状(1通)	13.2*41.0	
00097	天保	元	12	9	1830	覚(御奉書御下りにつき西町仕儀)		状(1通)	13.2*39.8	
00098						上包「奉願上口上書 巻通 三原町」			45.4*28.7	
	庚午(明治)	3	7		1870	奉願上口上之覚(盆中踊之儀につき)	年寄 川口源左衛門・山科常右衛門⇒御調郡御役所	状(1通)	28.8*45.8	
	庚午(明治)	3	7	11	1870	〔達書〕(此儀ハ書面之趣聞届)	(御調郡御役所)⇒	状(1通)	14.1*21.1	淡藍色・本紙に貼付
00099	午(明治)	3	3	14	1870	申渡(任命状 町年寄・苗字帯刀許可)	為積元義・臨本弘・井上誠 川口源右衛門	⇒ 状(1通)	17.7*32.9	
	午(明治)	4	3	14	1870	申渡(任命状 町年寄見習)	為積元義・臨本弘・井上誠 川口屋喜太郎	⇒ 状(1通)	17.7*40.6	
	午(明治)	5	3	14	1870	申渡(任命状 月行司)	為積元義・臨本弘・井上誠 川口屋六蔵	⇒川 状(1通)	17.7*42.7	
	午(明治)	6	3	14	1870	申渡(任命状 西地方庄屋)	為積元義・臨本弘・井上誠 綱屋十蔵	⇒ 状(1通)	13.9*43.5	淡藍色
	午(明治)	7	3	14	1870	申渡(任命状 目代見習)	為積元義・臨本弘・井上誠 ⇒菊屋又次郎	状(1通)	13.9*41.5	淡藍色
00100	(天保)	(9)	(5)		(1838)	御巡見御用ニ付西町諸役人勅方書抜		冊子装(1冊・22丁)	28.0*20.0*0.5	2冊とも同一内容
	天保戊戌	9	5		1838	御巡見御用ニ付西町諸役人勅方書抜		冊子装(1冊・22丁)	28.8*23.0*0.5	
						上包「書付」			24.2*17.3	付箋に「此元町人」

00101	戌(文久)	2	8		1862	[覚](引続御減石被仰出候につき)	⇒川口源右衛門	状(1通)	13.8*32.6	淡藍色
	戌(文久)	2	8	30	1862	[達書](朔日四ツ時御甘メ米之儀ニ付御申達之有につき)	町御役中⇒年寄 川口源右衛門	状(1通)	11.1*34.4	淡藍色
00102	(元治)	(1)	12	10	(1864)	[達書](和氣屋三郎兵衛弟源次郎儀医術執行願出につき)	⇒年寄 川口源左衛門	状(1通)	12.0*40.0	淡藍色
00103			12	24		[達書](麻紋道具拝借の儀につき)	⇒年寄 川口源左衛門	状(1通)	11.9*25.6	淡藍色
00104						[達書](麻疹快方ニ移合頃食用心の儀につき)		状(1通)	12.5*124	
00105	文政	9			1826	宗旨御奉行様御休書控	西町目代所	冊子装(1冊・17丁)	25.0*17.3	
00106			12	24		[達書](町方冥加銀差上ノ儀につき)	小島才祐⇒川口源左衛門	状(1通)	12.0*20.0	淡藍色
00107			6	15		[達書](町方三十年賦之請私之儀につき)	⇒目代金右工門	状(1通)	11.3*29.0	
00108			7	27		[達書](甲斐様御立被遊御陸地御免駕節につき)	山内源兵衛⇒年寄源右衛門	状(1通)	11.8*38.8	淡藍色
00109			7	13		[達書](御用銀の儀につき)	⇒年寄川口源右衛門	状(1通)	11.1*27.0	淡藍色
00110	亥(文久)	(3)	3	15	1863	覚(東町并取用立行不申儀につき)	並河九八郎⇒町年寄中・地方・塩浜	状(1通)	24.0*24.0	淡藍色/端裏書「両町触書」
						上包「口達」			20.9*13.0	
00111	巳(明治)	(2)	7	5	1869	諸郡御代官中写(達書)(於三之御丸稲荷社度々御祈禱につき)		状(1通)	13.3*32.4	
	巳(明治)	(2)	7	14	1869	[達書](別紙之通被仰出候につき)	町御役所⇒両町 地方	状(1通)	13.3*18.3	
	巳(明治)	(2)	7	14	1869	[題状](別紙御書付巻通并御口達巻通共相廻し候)	川口源左衛門⇒組頭衆中 添役中 同格衆中 同格中	状(1通)	13.3*25.1	
00112						写し(達書)(当時勢不穏風説有之候ニ付辻置等差留のこと)		状(1通)	13.3*29.3	
00113	丑(慶応)	(1)	12	15	1865	頼屋馬兵衛江申付覚(松濱為替勘定方申付候処出精相助候由ニ付き)	辻儀左衛門⇒川口源左衛門	状(1通)	54.2*24.2	淡藍色
00114			7	16		回達(盆中踊之儀今十六日夕方明十七日昼夜横目被仰出候につき)		状(1通)	15.0*33.0	
00115			10	23		[贈答]覚(樽代進上につき)		状(1通)	14.5*20.3	
00116	閏		4	23		[達書](問尋筋有之候ニ付町方吟味屋敷江罷出候事)	西村保五郎ほか1名 ⇒久野秀太郎ほか1名	状(1通)	12.0*15.5	
00117	閏(慶応)	(4)	4	8	1868	[書状](宗光寺山廻ニ付井上享平来ルにつき)	小島才祐⇒川口源右衛門	状(1通)	14.2*48	
00118	閏(慶応)	(4)	4	8	1868	[書状](宗光寺後山之儀買置申度所存ニ付)	井上享平⇒小島才祐	状(1通)	13.8*42.2	
						上包「奉款口上 巻通 川口屋次左衛門」			46.7*28.9	
00119	嘉永	1	8		1848	乍恐奉願上口上之覚(近年多病ニ付御免願)	川口屋次左衛門⇒川口屋源右衛門	紙綴(1通)	29.0*33.0	
						上包「奉願上口上書 巻通 木原屋九郎兵衛」			34.8*25.3	
00120	安政	6	5		1859	乍恐奉願上口上之覚(近年手元不如意御座候ニ付御免願)	木原屋九郎兵衛⇒川口源右衛門	状1通	28.7*40.0	
00121	戌(嘉永)	(3)			1850	頭書(下足不仕候心得方御尋座候につき)		横帳(1冊・3丁)	14.5*46.4	
00122	戌(嘉永)	(3)	7	2	1850	乍恐口演[控](帖元衆と下足差違一件につき)		状(1通)	14.4*66.0	
00123	戌(嘉永)	(3)	8		1850	年寄同格之者江口演(下足一条につき)		状(1通)	15.2*92.9	文書の内容が同一
	戌(嘉永)	(3)	8		1850	年寄并同格之者江口演書		状(1通)	14.3*132.7	
00124			2	19		[達書](川口祐一 郎方御用酒近年與無木挽屋徳三郎へ申付)	町御役所⇒年寄 川口源右衛門	状(1通)	12.1*54.3	淡藍色
00125			8	23		[達書](大帖之古帖三四年分残ノ画而残り者売り可申事)	山内源兵衛(町下代)⇒目代金右衛門	状(1通)	11.1*32.4	淡藍色
00126	亥(文久)	(3)	4		1863	[覚](御城御門前ニ御前 遠江様御乗馬被遊候往來之事)		状(1通)	12.0*134.1	淡藍色
00127			2	2		覚(大和様来月下旬御帰城ニ付相心得候事)	崎田内記⇒西町年寄中・地方・塩浜	状(1通)	26.0*62.7	
						上包「組入証文巻通 紙屋愛祐」			26.7*18.5	
00128	安政	4	6		1857	組入証文之事(紙屋愛祐此組合罷越ニ付)	小泉屋文之祐外2名⇒川口様	状(1通)	26.7*36.9	
00129	(万延)	(2)	(1)		1861	奉申上口上之覚(蒲刈島灰山一件ニ付)	木挽屋徳三郎⇒年寄 川口源右衛門	状(1通)	12.1*31.7	淡藍色
00130	辰		8			奉願上口上之覚(宗光山方 法常寺後山迄取残御伐止差止ニ付)	川口源左衛門⇒町御役所	状(1通)	14*82.5	
00131	明治初め					口上[案](御一新ニ付神事等之儀ハ別而嚴重取申達)		状(1通)	15.3*68.8	
00132			10	16		[達書](御主法事御家中之儀につき)	小島才祐⇒ 川口源左衛門・山科常右衛門	状(1通)	15.2*32.0	
00133	天保	4	7		1834	袋「両町諸懸り役御褒美銀并給料書附差置節扣」			24.6*7.1	
	天保	4	7		1834	東町諸懸り役御褒美銀并給料覚		横帳(1冊・2丁)	14.3*46.3*0.2	
	天保	4	7		1834	西町諸懸り役御褒美銀并給料覚		状(1通)	14.2*22.3	
00134	卯(慶応)	(3)	6		1867	[触書 写](御勝手向御不知之様ハ連々被仰出ニ付)		状(1通)	14.6*222.8	
00135			7			謹儀中ニ付役格心得之頭書[控]		状(1通)	12.8*25.6	
00136	(明治)	(4)	(8)	(16)	1871	[書状](今晚四ツ半迄東野村式百人斗繰出)	賀三郎⇒順四郎	状(1通)	15.5*23.2	
00137	戌(文久)	(2)	9	11	1862	覚(御前来ル廿日御帰城可被遊候)	並河九八郎⇒町年寄・地方・塩浜	状(1通)	28.5*48.5	
00138	戌(文久)	(2)	4	14	1862	覚(氣候順行諸作為豊熟於三之御丸稲荷社ニ御祈禱のこと)	並河九八郎⇒町年寄・地方・塩浜	状(1通)	25.5*59	
00139	戌(文久)	(2)	9	5	1862	覚(天氣快晴氣候順行諸作為豊熟之為於三之御丸稲荷ニ御祈禱のこと)	並河九八郎⇒町年寄・地方・塩浜	状(1通)	24.2*58.7	淡藍色
00140	戌(文久)	(2)	1	13	1862	覚(町中飾一所集メ家遠キ所ニ而もやす事 東町神明参詣之もの火之元念入可申事)	並河九八郎⇒町年寄・地方・塩浜	状(1通)	26.8*53	
00141			1	23		[達書](木屋徳三郎方 此度借家用地形石御下々候事御聞届ニ付)	町御役所⇒年寄 川口源右衛門	状(1通)	11.9*55.5	淡藍色
00142			4	14		[達書](万助様御御用ニ付、寺庵方町家へ差出申達のこと)	山内源兵衛・植次⇒ 年寄源右衛門・年寄藤兵衛	状(1通)	12.2*59.0	
00143			10	25		[達書]新町西ノ端瓦焼境通借家を木屋徳三郎江相建	町御役所⇒年寄川口源右衛門	状(1通)	12.3*43.5	
			10	28		[達書](借家相建候御付ニ付其御沙汰相見様可申こと)	町御役所⇒年寄川口源右衛門	状(1通)	11.8*49.8	淡藍色
00144						上包「奉款口上書巻通 八幡屋平次郎」			26.0*14.5	

00144	丙午(弘化)	(3)	10	29	1846	御款申上候口上之覚(私儀近年手元衰微ニ仕候処ニ付)	八幡屋平次郎(添役)⇒川口屋喜太郎	状(1通)	14.7*49.5	
00145						上包「書付 巻通」			33.6*24.4	淡茜色
	戊(文久)	(2)	4	28	1862	木挽屋徳三郎江申付覚(蒲刈島伝助儀正石灰製方仕入金灰山引当ニ付)	並河九八郎⇒年寄 川口源右衛門	状(1通)	23.8*76.2	淡茜色
	戊(文久)	(2)	4	28	1862	[達書](木挽屋徳三郎江別紙書付之通り御取斗可有之候)	町御役所⇒年寄 川口源右衛門	状(1通)	11.8*32.7	淡茜色
00146			8	18		[達書](岡町御達相成鉄砲等ニ付)	町御役所⇒年寄 源右衛門 常右衛門	状(1通)	12.1*46.9	淡茜色
			8	22		[達書](砲術稽古之儀ニ付両町之人町申出のこと)	町御役所⇒年寄川口源右衛門 常右衛門	状(1通)	11.9*55.1	淡茜色
00147	庚午(明治)	(3)	8			時之鐘之儀ニ付奉申上書付[案]		状(1通)	16.0*34.0	
00148	文政	3	3	17	1820	四丁目俊約筋申請候者供申付覚	牧村孫三郎⇒源右衛門	折紙(1通)	28.4*46	淡茜色
00149	巳(天保)	(4)	4	5	1833	回達(諸願別紙雛形相廻し候ニ付)	川口源右衛門⇒組頭衆中・同格衆中・添役中・同格中	状(1通)	14.3*70.5	
	巳(天保)	(4)	4		1833	覚(諸願様式一覽)	年寄所⇒	折紙(1通)	29.4*46.3	
						口上覚(役格のもの他所親類逗留届願)		状(1通)	14.3*24.0	端裏に付け紙あり
						口上覚(組頭当役目代役十日以内外之他行致候節之願)		状(1通)	14.5*27.5	端裏に付け紙あり
						口上覚(死去届)		状(1通)	14.2*19.7	端裏に付け紙あり
						上包「口上書 何屋誰」		状(1通)	32.5*35.0	端裏に付け紙あり
						口上覚(横紙之願上包雛形)		状(1通)	14.3*14.7	
						口上覚(改名之願)		状(1通)	14.3*21.0	端裏に付け紙あり
						奉願上口上之覚(婿取嫁取之願 但役格添役以上之分)		縦紙(1通)	28.7*52.7	
						奉願上口上之覚(遠方へ数日他行願)		縦紙(1通)	28.9*33.8	
						奉願上口上之覚(家立音請之願)		縦紙(1通)	28.9*32.5	付け紙あり
						上包「奉願上口上書巻通 何屋何右衛門」			45.3*29.0	端裏に付け紙あり
						奉願上口上之覚(諸願立紙之分雛形)		縦紙(1通)	28.7*16.6	
00150	亥(文久)	3	7			覚(辻躍、辻相撲、花火停止ニ候)	並河九八郎⇒両町・地方・塩浜	状(一通)	24.2*117	淡茜色/端裏書「触書」

- ・表題の無いものは、資料名を付け〔 〕で表記した。
- ・年月日は原則資料の記載内容を表記した。また、推定されるものは()を付して記載した。
- ・広島藩では、享保6(1721)年から淡茜色(うすあかねいろ)に着色した公用紙が使用された。このたびの整理・調査の段階で、公用紙と識別した文書については、備考欄に「淡茜色」と記載した。
- ・法寸の単位はセンチメートルで、原則として縦×横のサイズを記した。